◇**東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律**（法律第三二号）（文部科学省）

1　東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争（平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により生じた原子力損害の賠償に関する紛争をいう。）について原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなすこととした。（第二条関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一七一号）（環境省）

1　国内希少野生動植物種から、ダイトウノスリを削除することとした。（別表第一関係）

2　国際希少野生動植物種として、アフリカマナティーを追加等することとした。（別表第二関係）

3　登録の要件として、ビクーナに関するものを変更することとした。（別表第六関係）

4　この政令は、平成二五年六月一二日から施行することとした。

◇**東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の理由を定める政令**（政令第一七二号）（文部科学省）

1　東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律第二条の政令で定める理由は、和解の仲介によっては申立てに係る東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争が解決される見込みがないこととした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

道路法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十号

道路法等の一部を改正する法律

（道路法の一部改正）

第一条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に、「第四十七条の六」を「第四十七条の七」に改める。

第十七条第六項中「第四項まで」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限る。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限る。）を当該都道府県又は市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

第二十二条の次に次の一条を加える。

（維持修繕協定の締結）

第二十二条の二　道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一　維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）

二　維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容

三　前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四　維持修繕協定の有効期間

五　維持修繕協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

第二十四条中「第十七条第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第二十二条」を「第二十二条の二」に改める。

第二十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、第十七条第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。